

達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第五十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年二月二十一日までの間は、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際に現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第七十二条第一項の規定にかかわらず、令和五年二月二十一日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際に現に旧指定通所支援基準条例第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第七十九条第一項の規定にかかわらず、令和五年二月二十一日までの間は、なお従前の例による。

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年石川県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「石川県立高松病院」を「石川県立こころの病院」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

石川県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

石川県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例

（石川県食品衛生法施行条例の一部改正）

第一条 石川県食品衛生法施行条例（平成十二年石川県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

つては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

ニ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

ホ 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

一一 政令第二十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六条号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そばやい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。

ロ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ハ ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍の設備を有すること。

(石川県ふぐの処理等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例(平成十八年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「規則で定める者」を「知事が別に定める者」に改め、同条第二項第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第十八条に次のただし書きを加える。

ただし、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十二号)第五十五条第一項の規定による許可を受けた者については、この限りでない。

第二十四条に次の一号を加える。

六 ふぐ処理営業者が第十八条ただし書きに規定する者となつた場合 ふぐ処理営業者である個人又はふぐ処理営業者である法人を代表する役員

第二十六条中「(昭和二十二年法律第二百二十二号)第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第二十二条第五号中「行つた者」の下に「(同条ただし書きに規定する者を除く。)」を加える。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正)

第三条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)の一部を次のよう改正する。

第一百四条の見出し中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、同条第一項中「その他の営業であつて規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）」を「（規則で定めるものに限る。以下この款において同じ。）」に改める。

第一百五条、第一百六条、第八条第四項及び第九条第一項中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

（石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第四条 石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年石川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行つことができると認められた者に係る第一条の規定による改正後の石川県食品衛生法施行条例の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

石川県公衆浴場基準条例（昭和四十五年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「十歳」を「七歳」に改める。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年二月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号**石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例**

石川県保育環境整備基金条例（平成二十一年石川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 喜

石川県条例第十一号**ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例**

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中七を八とし、六を七とし、五を六とし、四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

一 「地方卸売市場」とは、卸売市場法（昭和四十六年法律第二十五号）第十二条第六項に規定するものをいう。

別表第一付表第六十六号の二中「もの」の下に「住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第一条第四項に規定する」を加え、同表第六十九号の一を削り、同表第六十九号の二中「地方卸売市場」を「卸売市場」に、「第二条第四項」を「第二条第二項」に、「（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第一号に規定する」を「をいう。以下同じ。」（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するための」に改め、「をいう。」を削り、同号を同表第六十九号の一とし、同表第七十号の二中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

別表第三の五の項中「第二十八条第二項」を「第二十八条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。